

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民法・商法・民事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、民法、商法、民事訴訟法の3科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン（鉛筆は不可）を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、各科目1枚ずつです。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入してください。また、解答用紙が不足した場合は、挙手のうえ、監督者へ解答用紙の追加を申し出てください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

17歳であるAは、親権者の同意を得ないで、Bとの間で代金30万円の英会話教材を購入する契約を締結し、商品はAに引き渡された。そして、この売買契約上のAの代金債務につき、18歳であるCは、Bから直接に頼まれてBとの間で連帯保証契約を締結した。その後、Aが代金を支払わなかったため、Cは、Bの請求に応じて保証債務を履行し、Aに求償したところ、Aは、Bに対して上記売買契約を取り消す旨の意思表示を行った。このとき、A、B、Cの三者間に生じる法律関係を説明せよ。ただし、消費者契約法その他の特別法を考慮する必要はない。

以 上

【商 法】

甲株式会社（以下、「甲社」とする）では、Aが代表取締役、B、Cの2名が取締役に就任している。甲社では、創業者であり同社の発行済株式の70%を保有しているAが経営に関する事項を独断で決定しており、取締役BもAの決定を事後的に知らされるにとどまっていた。一方、Cは就任以来、取締役会に一度も出席しないなど、甲社経営には一切関与しておらず、同人には取締役報酬も支払われていない。

令和7年4月、Aは知人から暗号資産 α への投資話を持ちかけられ、甲社の資産運用の目的で、同社の総資産の30%に相当する3億円を暗号資産 α に投資した（これを「本件投資」とする）。同年5月になり、BはAが本件投資を行った事実を知った。Bは暗号資産 α が暴落の危険の高い商品であることを認識していたが、Aに対する助言など一切の対応を採らなかった。

同年9月、暗号資産 α の価額が大暴落した。この状況に狼狽したAが、本件投資によって甲社が保有していた暗号資産 α を全て売却したところ、甲社は2億5,000万円の損失を被った。この投資損失が原因となり、程なく甲社は倒産し、甲社債権者Xは3,000万円の損害を被った。

〔問〕 A、B、CのXに対する会社法上の責任の成否について論じなさい。なお、CはAによる本件投資の事実につき、令和7年9月時点まで一切の事情を知らなかった。

以 上

【民事訴訟法】

ともに故Aの子であるXとYは、A名義になっている甲土地をめぐる遺産相続で争っている。Yは、Aの生前、甲土地上にY名義の乙建物を所有して、Aと同居していた。Xは、(a)「Aは遺産をすべてXに相続させる遺言書(特定財産承継遺言。以下、「本件遺言書」という)を作成しており、Xが単独で甲土地の所有権を取得した」と主張している。これに対して、Yは、(b)「Aは、遺言作成の5年前に乙建物の新築の際に、Yに甲土地を贈与した。その後は乙建物でYが同居してAの面倒を見ることになった。甲土地はそもそもAの遺産に含まれない」、と主張している。Yの言い分に関してXは、(c)「YとAは生前ずっと不仲で喧嘩つづきで、AはYに対する不満をいつも述べていた。Yに対して甲土地を贈与するはずがない」と反論した。

XはYに対して、Xが甲土地の所有権を有することの確認の訴えを裁判所に提起した(以下、「本件訴訟」という)。本件訴訟において、前述の(a)、(b)および(c)の主張を繰り返した。証拠調べの結果、裁判所は、①たしかにYが主張するとおりAはYに甲土地を贈与したが、それは負担付贈与であったこと、②乙建物新築による同居後、AとYは不仲になり、Aがした甲土地の負担付贈与契約は解除されたこと、③そして、その後にAが本件遺言を作成し、それは有効であること、の各事実を認定できると判断した。

本件訴訟において、裁判所は、①～③の事実認定に基づいて、Xが遺言により甲土地を単独で相続したことを理由にして、Xの請求を認容する判決を言い渡すことに問題はないか。

以 上